

平成30年度第鹿児島県環境審議会第3回自然環境部会
議事録（概要）

日 時：平成31年2月8日（火）10：00～12：20

場 所：鹿児島県庁9階会議室（9-A-1）

（開 会）

環境林務部長

本日は、委員の皆様方には、1月に続く開催にもかかわらず、大変お忙しい中を御出席いただき誠に感謝申し上げます。また、本県の自然環境行政に関し、格別な御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

県では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画として、平成26年3月に策定した「生物多様性鹿児島県戦略」に基づく取組みの一つとして、平成28年度から生物多様性保全上、重要な地域を抽出し、自然公園に指定することを目的とした「県立自然公園総点検」を実施してきており、本日は、これまでの検討結果を踏まえ、「吹上浜県立自然公園」の公園区域等の変更案について、御審議いただく。

また、県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく、希少種の指定について、これまでの専門家の皆様方の検討結果を踏まえ、植物1種、動物2種の計3種の指定について、御審議いただく。

星野部会長

本日は知事から審議会に諮問された2件について審議することになっている。

1つ目が吹上浜県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について。2点目が指定希少野生動植物種の指定について。この2件の審議をお願いしたい。

まず、「吹上浜県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について」事務局から説明をお願いしたい。

議事1：吹上浜県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について

（事務局：議事についての説明）

山本委員

2点。江口浜の公園区域の拡張は、拡張部分の北の方が江口漁港で、川を挟んだ南側の砂浜を拡張するということか。砂浜の両側は人工構造物か。

2つめは、整備の見込みのない野営施設を計画から削除するのが2件あるが、これはここが公園区域であることには変わり無くこの施設の持ち主が今後別のことに転用することが自由に行ける、ということか。

事務局

1つめはご指摘のとおり。2つめの利用施設の削除というのは、昭和28年の指定当時はキャンプ場が東シナ海の海岸沿いにたくさんあり、そういったキャンプ場を自然公園内のキャンプ場として運営できるように計画上位置づけた。これが公園計

画に野営場のマークが付いている理由である。

その後自然公園内の施設として運営されることはなくそのキャンプ場が閉鎖に至ったという現状があり、今、地図上から野営場のマークを外すという意味合いは、現状にあわせた計画の整理ということになる。何かをする場合には、県立自然公園条例に基づく普通地域なり第2種特別地域に応じた規制がかかっているということには変わりはない。

いわしげ委員

県立自然公園内の特別地域（1～3種）と普通地域の違いは。

事務局

特別地域は公園の中でも比較的規制が厳しいところ。普通地域はそれ以外の場所となる。大きく違うのは手続きの面で、県立自然公園の中で開発行為を行う場合、県知事の許可が必要となるのが特別地域、県知事への届出で済むのが普通地域となる。特別地域の中で、第1種特別地域は比較的厳しく開発規制がかかる。第3種特別地域は農林漁業に関する行為について比較的緩い規制となっている。第2種特別地域はその間に位置する。普通地域は基本的には届出で開発行為をしてよいが、例えば景観に影響を与える度合いが大きな広告物の設置などは届出をしてもらうこととなっている。

いわしげ委員

今回第2種特別地域から普通地域になるところは、普通地域より厳しい規制がある第2種特別地域の中でも開発がされていった、ということか。

事務局

普通地域は届出で比較的自由にいろいろなことができるので、そういった行為の蓄積により自然公園らしくない景観になってしまっており、その普通地域を今回公園区域外にするにあたり、景色のよい水面の第2種特別地域が普通地域で囲まれるような形に整理をしている。

いわしげ委員

金峰山の頂上が第2種特別地域に追加されるのはいいことだと思うが、追加したもののその後同じような状況から景観が崩れて、結局第2種特別地域にした意味が無かった、ということになることはないか。

事務局

そうならないようにしっかりと規制の内容を周知し、普通地域であればこういう場合に届出が必要、特別地域であればこの場合に許可が必要、ということ伝える努力をしていかなければならないと思っている。

鵜川委員

第2種と第1種の関係性は、2種を守るために普通地域、1種を守るために2種というコンセプトがあるのか。

事務局

現状で吹上浜県立自然公園は第2種特別地域しか指定されていないが、別の県立自然公園では第1種の設定があるところがある。

基本のコンセプトは、第1種のまわりに第2種があり、第2種のまわりに第3種があり、その周りを普通地域で囲むというもの。

鵜川委員 第2種のまわりの普通地域にかわるところのインパクトが気になる。開発行為が行われるようになるのでは、と少し気になる。

事務局 今回、いくつかの箇所を公園区域から外したり、規制の区分を下げるところもあるが、いずれも現状にあわせて地元の意見を聞きながら修正したところ。我々としては修正後の公園計画の規制に応じて適切な規制の運用をはかっていくことが重要だと考えているので、これによって公園の資質がますます失われることのないように気をつけていきたい。

塩谷委員 この公園が作られてから今までの流れとして、急速に入ってきたのがワイズユース概念だと思う。触らないようにして何も手を触れないというよりは環境資源としてうまく使っていて、しかも損耗しないような維持管理ができるという概念を導入して、ワイズユースについてのきちんとしたコンセプト作りが必要と感じる。今の指定地域に関しては、私もよく関わってきたところなので、このままこのエリア自体がうまく保全されて、かつ自然資源としてうまく利用することが重要だと思う。

宮本委員 3点。1つは自然公園の指定対象となり得る地域について、南薩地域、大隅南部が入ってきているが、この地域は地史的にも非常に重要と思うので、海岸線まで含めて自然公園なり、なんなり保護をかけていくという検討をお願いしたい。見た目以上に生物の遺伝的多様性が高いことがあるので、重要な地域だというふうに認識いただきたい。

もう1点、金峰山の山頂部分、ここにロッククライミングのゲレンデがある。そのところが数十年前から一部の愛好家などで岩登りの練習場として使われてきている。登攀時の手がかりや足がかりを確保するために植物を剥がすということがあった。鹿児島国体を控えてフリークライミング人口が非常に増えている。その人たちが室内でのクライミングに飽き足らなくなってゲレンデに行こうとしたときに金峰山は一番手近な場所であり、登攀に使うハーケンやロープが岩場に残されていることもある。適正な利用を周知する意味で、保護のかかった状態で適正な利用をするためのマナーの啓発も少しご検討いただきたい。3点目は吹上浜の海岸植生に関してだが、時々海面が上昇したり、砂浜が失われる、あるいは非常に変化するケースがあって、海浜の植生がすごく縮小してしまう、あるいは砂をかぶったりして状況が変わっていくということがある。指定するだけではなくて海浜植生も含めてモニタリングというところも検討していただきたい。

小栗委員 1つ。今回そもそも総点検をする位置づけの話があったが、この作業はとても重要である。おそらく今回の生物多様性地域戦略の中で、総点検をそもそもなぜするの

か、県立自然公園ということの意味、価値が問われているのではないかと思った。比較的、国立公園だと注目度もあがる。昭和 20 年代に設定されたときと今の時代で、社会状況がかわってきて、生物多様性だとか、あるいは地質的な価値だとか、そういったものが総合的にどういうふう今回の区域変更の情報として浸透していくのかということがとても大事だと思う。

南さつま市は環境基本計画をつくった。本来であればそういった検討会の場においても県立自然公園の情報が流れて議論されるべきだろう。

もともと生物多様性地域戦略は地域とのつながりを取り戻すためであり、そのような観点が今回の区域編入でどこまで視野に入っているのか指摘しておきたい。そのことと関連すると、今日も公園の基本的な資料も踏まえた上で情報提供があってもいいのではと思った。説明会のあり方、やり方、情報提供はどうだったか。

事務局

地元の説明会で非常にいろいろな意見交換をさせていただいている。規制の中身についても県立自然公園の仕組み全体から、特別地域になればどういう規制になるか、普通地域であればどういう規制になるかを含めて説明している。それから点検に至った経緯についても生物多様性戦略というところから、あるいは総点検でこういう抽出をしたというところから含めて説明している。それで様々なご意見をいただいて意見交換をした。地元で、例えば金峰山では地元の地区がウォーキングイベントをやったりとか、そういうワイズユースの取組が進んでいるということも意見交換の中で話を聞くことができた。それを踏まえて我々もこの指定をした後に規制の周知はもちろんのことだが、どのように地元と一緒に盛り上げていけたらいいかは真剣に考えていきたいと思っている。

20 年以上、平成 4 年のトカラ列島県立自然公園の指定から、このような大きな区域を含めるという見直しがなされておらず、今回、名称変更にも現れているが、金峰山を新しい地域として県立自然公園の仲間入りをするのは非常に大きな出来事だと考えているので、これをきっかけに県立自然公園というものがあるということ、それは国立公園や国定公園とは違う県独自の考え方を少し入れながら、指定をして保全、利用をしていけるんだ、ということをしちんと訴えていきたい。

小栗委員

大きな努力をされているのにその波及効果がちょっと少ないと感じられ、すごくもったいない。自然公園の特性みたいなものを見直す機会だと。

もともと公園だったところが、仕方がない面はあると思うが開発されて。でもそれによってその公園がどういうふうに変質したのか、さらに今回、金峰山が指定できたのはなぜなのか。そうすることによってもう少し意識醸成みたいなものに貢献しうるチャンスだったと思う。

宮部委員

金峰山の山頂に金峯神社があり、そこが自然公園になって今後参拝者が増える可能性もあると思う。そこで指定した経緯や、金峰山公園の特徴などわかりやすく記した標識等を作ってもらって、利用促進をはかるのも大事になってくると思う。

山本委員 今回の見直しの区域とは違うが、万之瀬川はすごく実は重要で、かつて干潟から森林へ生態系のつながりを見せる実習をやっていたこともある。県道 20 号線でいい感じで何か所もアクセスできて、確か今、トレッキングロードが整備されていて、ほかにも整備されているところがあるので、そういう整備網との連携で活かせるとすごくいいと思う。

事務局 小栗委員、宮部委員からのご意見にも関係すると思うが、指定後の情報発信や連携等は地元の市町村と一緒にやっていきたいと思っている。吹上浜と万之瀬川の河口と金峰山というのは3つの重要な地域になっていると思うので、打ち出し方についていろいろと相談していきたいと思っている。

星野部会長 2点。周知や管理の点で県として努力していただきたい。
広報については委員からもあったとおり、県立自然公園自体の意味がうまく伝わるように、特に金峰山が公園区域になって、特別地域に指定されるので、その意味をしっかりと、これを機会に県の方で伝える。そして自然公園というのは保護と利用なので、しっかりと保護した上で県民にそれを利用してもらうという観点から、地域にとってプラスになる仕組みのはずなので、その点はうまくケアしながら地域と一緒に地域づくりに役立てる、そういうツールとして使ってほしい。
それから管理面では、普通地域に今回削除するところがいくつかある。普通地域だと一般の住宅建設は大規模なものじゃない限りは特別な手続きはいらないので、その時々時代の流れに応じてこうなることはやむを得ないこととは思うが、公園の区域になった、普通地域という公園の区域になったということを経験した地域の方々が認識して、特別な規制はかからないが自然公園なんだということで、何か新たな動きの動機付けになる、これは先ほど言ったPRにも関わるが、これをお願いしたい。
また特別地域については開発行為に対する許可制になっている。いわしげ委員からの指摘にもあったが、そういう規制があるので、指定の目的が損なわれないように管理をしっかりとやってもらいたい。そういう観点からは、今回、大分見直したが、見直したところの管理について、この機会に反省をしておくというのも大事なことと思う。普通地域でどうしても削除せざるを得なくなってしまうのか、特別地域で格下げをしなくては行けないか、そういうことをしっかりと県で検証していく。それを今後の新しい県立自然公園の管理に活かしていくことが重要だと思う。

星野部会長 委員の皆様のご意見は、今回の諮問案が適当だということだと思っている。そういう結論を出すことについて異議があれば。

(特に発言なし)

星野部会長 それでは諮問事項1については事務局案が適当だということで答申案とする。

議事2：指定希少野生動植物の指定について

(事務局：議事についての説明)

- 塩谷委員 トキソウからだが、北薩のウェットランドというのはホットスポットの中心点なので半湿地とかため池とかも含めて、トキソウだけではなく非常にいろいろな生物が多い、場所が知られるというのはいろんなものが全部リスクにさらされることになるので、地域的な管理はものすごく難しいと思うが、そういう情報の整理は調整は必要かと思う。オキナワトカゲについて、トカラ列島の方では、イタチがいる島とそうでない島のは虫類の数が全然違う。もっとやっかいなのは自動撮影したらテンが映っていたこと。持ち込んだ人にとってはイタチもテンも判別できていないと思うが、テンの場合はより大型の動物も襲うし、鹿児島本土にマングースが入ったときもテンの存在がマングース定着の障壁になった可能性が高い。非常に能力の高い肉食獣なので、は虫類にとっては脅威になっている。分布地域周辺でモニタリングとか、捕獲という話は簡単にはできるものではないが、そういうことも検討する方向で考えていかなければいけないのかなと思う。
- 宮部委員 希少動植物を指定する場合、今回はこの3種だが、各個体の生息数を調査した結果なのか。どの程度、指定の際の基準があるのか。
- 事務局 塩谷委員のご示唆とあわせて答えると、調査に関しては、今できているのはレッドデータブックの改訂のタイミングでの現状の把握とか、毎年希少種の検討委員会の中で専門家にヒアリングをしたり、別途専門家を紹介してもらい話を聞いたりということで、なるべく生息の状況、最新情報を把握しようと努めているが、例えば学術界にいる方から見て非常に正確な生息数を把握しているというふうにいえるような状況にはないかもしれない。そこは行政のできる範囲でやっているという状況。トキソウに関しては、状況としては鹿児島県内に、非常に箇所数が限られており、その箇所も非常に小さい区域と聞いており、自ずと個体数も多いものではないというふうな情報として把握しているので指定の提案をさせていただいている。指定の際の考え方で、個体数そのものを問題にする場合と、生息地そのものの限られている度合いを対象とする場合があり、どちらかと言えば生息地が限られていて指定の提案をさせていただいている。
- 塩谷委員 関連してだが、調べれば個体数がでてくる方法が確立されている生き物は割と少ない。ものすごく強度にフィールドに入っている方がやっぱり全然見られないよ、という情報が重要視される。そういうリサーチャーをたくさん招集してそういう意見を整理していくという流れもあるので、それで出ているというのも確かにある。
- 鵜川委員 指定の抑止力について、どういう対策を県の方ではとられているのか。例えば立て看板を生息地に立てるとか。そういう対策の内容と、これまで条例違反で摘発されたケースの内容とか全体的な数の推移というものをモニタリングしているかを教えてほしい。

事務局 鹿児島県内において実際の摘発まで至った例というのはそれほどないが、ゼロではない。実際に逮捕者が出た例もある。ただ数は多くない。最近盗掘・盗採の情報は記事としてもよくとりあげていただいているので、指定によって取り上げられやすくなって周知が進む部分があると思っている。それから指定によって罰金が適用されることで、警察との協力関係を築きやすくなるという効果もあるというふうに考えている。ただ、現地で立て看板を設置するかどうかに関しては、現地での採取を助長するという側面があるので慎重な判断をしているところ。ごく一般的な考え方を述べると、既に知られている生息地で、そこで保全活動をしておられる方々がいるような場所であれば、そのような場所をオープンにして保全を図るという考え方もあるが、まだ知られていないような生育地であれば、種の指定だけして罰則規定がかかるようにしておくというのが一つの考え方にもなっている。

鵜川委員 地域住民の方とのパトロールとかとの連携というのはどういうふうになっているか。

事務局 地域によって取組の状況に差があるのが実情。県の取組としては希少野生動植物保護推進員を委嘱して、パトロール活動なり現地からの情報の報告を毎年お願いすることで、全県的に希少種条例の施行を手伝ってもらえるようにしているが、ほぼボランティアの形でしてお願いをしているので、十分パトロールができていうふうには言えない、地域によって取組の程度に差がある。

鵜川委員 指定の政策の実行という概念がモニタリングできているか。そのモニタリングの結果としてさらに向上させるような方法を確保していくのが必要と考える。

小栗委員 告示の話があったが、告示する内容は種名と書いているが実際どういう情報が告示されるのか。

事務局 種名と学名。

小栗委員 実際施行されて以降の情報の発信の階層がいろいろあるんだろうと思うが、そこを補足していただきたい。

事務局 指定の手続きとしては公報に掲載するということをもって進めているが、毎年県としては希少野生動植物種のリストが載ったパンフレットを作成したり、地域によっては地域限定の指定種の載ったものを作って普及啓発をしたりとかの活動をやっており、そこに反映をしていくことになると思う。

小栗委員 種によって、あるいは生息地によって、情報開示の仕方をいろいろ対応しなければいけないということだが、個々の配慮というのは、普及啓発という意味でやるとき

には反映されているのか。情報開示の仕方は統一的にやっているのか。

事務局

最も基礎的な普及啓発となるパンフレットの作成などでは、すべての条例での指定種について全て載るような形で、条例の規制の周知とか、どういうものが指定されているかということとかを全部オープンにしているが、例えば奄美、徳之島などの現地で希少種の保護のキャンペーンなどを行うときには種を絞って紹介するとか、違法採取をやめてくださいというキャンペーンであれば、そういった対象になるような種を引っ張り出しながら呼びかけをしたり、そういうことをしている。

星野部会長

ほかに無いようであれば、諮問のあったこの3種を県条例に基づいて指定希少野生動植物に指定する案が適当だという部会の答申を審議会長に出したいと思うがよろしいか。

(特に発言なし)

星野部会長

ではそのように決定をさせていただく。これで審議事項は終了する。円滑な議事進行、そして忌憚のない意見をいただき感謝する。

(閉 会)